

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待の判断にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

施設従事者による障害者虐待への対応についての演習

スケジュール

9:00～11:30(途中、休憩あり)
12:30～13:40(途中、休憩あり)

研修の目的

障害者福祉施設従事者等の虐待通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの担当課長の視点から、通報受理後の対応をどうするか考えてください。

東西市直営の障害者虐待防止センターに施設従事者による虐待に関する電話が掛かってきて、石井係員が電話を受けています。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

相談

届出

相談

(1)市町村等の障害者虐待対応窓口(市町村虐待防止センター)受付記録の作成

(直ちに招集)

コアメンバー会議(緊急性の判断)・通報等の内容を詳細に検討

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

(2)事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

・障害者の状況や事実関係の確認 ・報告書の作成

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

虐待対応ケース会議の開催《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

・確認記録をもとに虐待の事実の確認

障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法の規定による権限の行使

・虐待を受けた障害者の保護のための措置、支給決定の変更等
・施設からの報告徴収・立入検査 ・事業者の監督 等

(3)従事者等による虐待の状況等の報告

(4)障害者の安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

(5)虐待防止・障害者保護を図るため社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

(9)従事者等による虐待の状況の公表(毎年度)

市
町
村

都
道
府
県

通報者への聞き取り内容

グループ演習1

【15分】

あなたは、石井係員から電話の報告を受け、センター職員と市障害福祉担当とで打合せをしました。障害福祉担当に金子さんに関する情報を提供してもらい、受付票に記載しました。

そして、通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足しており、緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断しました。

事業所に調査を行う前に、通報者の生活介護事業所ほほえみ職員の太田さんに直接会って、状況を詳しく聞き取りをすることとしました。

・通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

通報者への聞き取り内容

(太田さんへの聞き取り内容の整理例)

(1)虐待を受けた障害者に関すること

障害の状態、コミュニケーションの状況など
普段の様子、家族関係など

(2)虐待した職員に関すること

氏名、年齢、性別、職種、役職、勤務状況、日頃の支援の様子など

(3)虐待があったときの状況

虐待の具体的な行為、被虐待者の被害状況、日時、場所、目撃者の有無

(4)施設、事業所への報告

通報内容を施設、事業所に報告したか、報告した相手は誰か、報告を受けた者の対応

(5)目撃した事案以外に類似の事案があったか

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

相談

届出

相談

(1)市町村等の障害者虐待対応窓口(市町村虐待防止センター)受付記録の作成

(直ちに招集)

コアメンバー会議(緊急性の判断)・通報等の内容を詳細に検討

(2)事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

・障害者の状況や事実関係の確認 ・報告書の作成

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

虐待対応ケース会議の開催《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

・確認記録をもとに虐待の事実の確認

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法の規定による権限の行使

・虐待を受けた障害者の保護のための措置、支給決定の変更等
・施設からの報告徴収・立入検査 ・事業者の監督 等

(3)従事者等による虐待の状況等の報告

(4)障害者の安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

(5)虐待防止・障害者保護を図るため社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

(9)従事者等による虐待の状況の公表(毎年度)

苦情処理窓口
関係機関等へ

見
極
め

市
町
村

都
道
府
県

(2) 市町村による事実の確認

グループ演習2

【10分】

(演習2:通報者の情報に基づく事実確認調査の計画)

山本係長と石井係員は、太田さんからの聞き取り記録「(聞き取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を作成し、課長に報告しました。

- ・誰に、何を聞き取りに行くか、グループで話し合って決めてください。
- ・生活介護事業所ほほえみに対して、任意で金子さんに関する記録のコピーの提出を求めることにしました。何の記録の提出を求めるか、挙げてください。

(手引き・P.110～114)

(2) 市町村による事実の確認

(誰に何を聞きに行くか、の例)

- 管理者 虐待に関する事実関係、支援に当たって注意していることなど
- サービス管理責任者 支援に苦慮している点、工夫している点など
- 他の職員 虐待行為等を目撃していないか、支援の状況など
- 相談支援専門員 事業所の支援状況、家族の状況、本人の状況など

(事業所に提出を求める記録の例)

- 職員の勤務表
- 個別支援計画
- 事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録
- 虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
- 職員への研修状況

(2) 市町村による事実の確認

グループ演習3

【10分】

(演習3:生活介護事業所ほほえみへの事前連絡)

山本係長と石井係員は、生活介護事業所ほほえみの管理者・斉藤幸平さん、目撃者の佐藤広美さん、虐待を受けたとされる金子勇治さん、金子さんを担当する相談支援専門員の斉藤幸平さんに、通報内容について事実確認調査に行くことになりました。

この段階では、任意の調査のため、生活介護事業所ほほえみの協力が必要です。

・ほほえみの管理者に、通報者の秘密を守ることを前提に、事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、考えてください。

(2) 市町村による事実の確認

(事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、の例)

「調査を行う際の留意事項(手引き・P.112)」

- ・訪問の目的について
- ・職務について
- ・調査事項について
- ・調査への協力について
- ・障害者の権利について

(演習2:誰に何を聞きに行くか、の例)

- 管理者 虐待に関する事実関係、支援に当たって注意していることなど
- サービス管理責任者 支援に苦慮している点、工夫している点など
- 他の職員 虐待行為等を目撃していないか、目撃した事案以外に類似の事案があったか、支援の状況など
- 相談支援専門員 事業所の支援状況、家族の状況、本人の状況など

(演習2:事業所に提出を求める記録の例)

- 職員の勤務表
- 個別支援計画
- 事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録
- 虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
- 職員への研修状況

(2) 市町村による事実の確認

グループ演習4

【25分】

(演習4: 目撃者とされる職員の佐藤さんへの聞き取り演習)

通報者であるほほえみの職員太田さんへの聞き取りから、職員の佐藤さんも、職員の山田さんが利用者の金子さんを押さえつけたところを見ていたという証言を得ています。佐藤さんへの聞き取り面接のロールプレイをします。

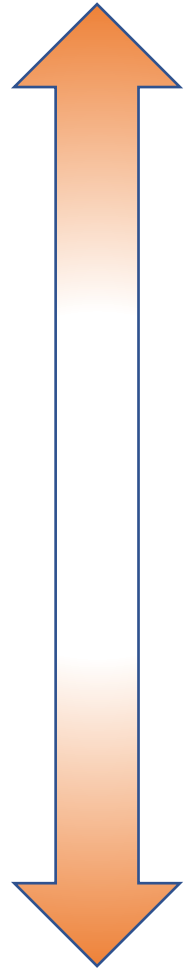
- ・Aの人が、職員の佐藤さん役、Bの人が面接者役でロールプレイをします。【7分】

- ・次に、役割を交代してロールプレイを行います。【7分】

面接者役は、目撃者の佐藤さん役に自由再生質問、焦点化質問を中心に、動画の内容について聞き取りをしてください。

- ・両方のロールプレイが終わったら、面接者役の人は、自分の質問が適切に行われていたか、誘導質問を行っていなかったか、目撃者役の人と話し合ってください。

より信頼のできる/自由度の高い



自由再生質問

(最初から最後まで、すべて話してください)

焦点化質問

(そこをもっと詳しく話してください)

選択式質問

(それはAですか、Bですか、それ以外ですか)

はいーいいえ質問

(それはAですか?)

誘導質問

(それはAですよね?)

より誘導的/自由度の低い

目撃者の動画1



職員 佐藤広美さん
職員 太田雅子さん

利用者
金子勇治さん

サービス管理責任者
山田隆司さん

目撃者の動画2



職員
佐藤広美さん

職員
太田雅子さん

サービス管理責任者
山田隆司さん

利用者
金子勇治さん

(2) 市町村による事実の確認

自分の質問が自由再生質問、焦点化質問、はい・いいえ質問が適切に行われていたか、誘導質問を行っていないか。

(手引き・P.114～115)

※聞き取り調査の目的は、客観的な事実を誘導せずに聞き取ることです。

相手の了解を得た上で、録音して記録を残します。

その場で職員を注意したり、責任を追及したりする場ではないので気をつけましょう。

(2) 市町村による事実の確認

グループ演習5

【20分】

(演習5:職員の山田さんへの聞き取り調査の検討)

事実確認調査から、目撃者の佐藤広美さんの証言の他、「(聞き取り記録2)ほほえみ管理者川村康之さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録3)利用者金子勇治さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録4)相談支援専門員斉藤幸平さん聞き取り記録」が作成され報告されました。お読みください。

- ・次に、虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。

(2) 市町村による事実の確認

虐待したとされる職員に対して何を聞き取るか、の例

○支援で苦慮している点はないか

○利用者に対して、力によって制止しなければならない場面があったか

○虐待の具体的な場面の確認もする

（その場合、職員が聞取りで答えたことは分かってしまうが、通報自体は職員と分からないように注意する）

○利用者が落ち着かなくなるのは、どういう場面なのか聞く

グループ演習6

【20分】

(演習6:記録の分析・都道府県への報告)

「(聞取り記録5)サービス管理責任者山田隆司さん聞き取り記録」と、生活介護事業所ほほえみから提出された「(資料2)生活介護事業所ほほえみ金子勇治さん支援記録」、「(資料3)金子勇治さん個別支援計画」、「(資料4)生活介護事業所ほほえみ2023年1月勤務表」、それに今までの聞取り記録等を総合して、どの程度事実確認ができたか確認してください

確認できた事実を元に、今回の事案を虐待として判断するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。利用者の金子さんが有する自閉スペクトラム症の障害特性や支援の方法に関する情報(資料5)も判断の参考にしてください。

- ・すべての記録等を総合して、どの程度事実確認ができたか確認してください
- ・今回の事案を虐待として判断するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

相談

届出

相談

(1)市町村等の障害者虐待対応窓口(市町村虐待防止センター)受付記録の作成

(直ちに招集)

コアメンバー会議(緊急性の判断)・通報等の内容を詳細に検討

(2)事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

・障害者の状況や事実関係の確認 ・報告書の作成

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

虐待対応ケース会議の開催《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

・確認記録をもとに虐待の事実の確認

障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法の規定による権限の行使

・虐待を受けた障害者の保護のための措置、支給決定の変更等
・施設からの報告徴収・立入検査 ・事業者の監督 等

(3)従事者等による虐待の状況等の報告

(4)障害者の安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

(5)虐待防止・障害者保護を図るため社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

(9)従事者等による虐待の状況の公表(毎年度)

苦情処理窓口
関係機関等へ

見
極
め

市
町
村

都
道
府
県

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の判断について

「虐待と判断した場合、事業所や職員から異議を申し立てられる可能性があるため、虐待が疑われる職員が認めない限り慎重になってしまう」という声があります。

虐待が疑われる職員が認めないと、虐待の判断ができないわけではありません。客観的な事実を積み上げて、その上で適切に判断することが求められます。

虐待と判断して改善を求めることにより、事業所や職員に自覚を促し、支援を見直すきっかけを与えることができます。その結果として、利用者に対する支援の質の向上につなげることができます。

虐待と判断した上での行政対応は、行政指導にあたる指導・勧告と、行政処分にあたる命令・取消があります。どの対応が相当か、事案に応じて適切に決定します。

※事業者指導は指定権者(県・政令中核市)の権限なので、連携を密にする！